茨城県における第一種フロン類充塡回収業の登録の更新について

第一種フロン類充塡回収業の登録の有効期間は５年間となっており，引き続き登録する場合は，更新の手続きが必要になります。

有効期間満了日の９０日前から受け付けておりますので，下記事項をご確認の上，申請手続きをお願いいたします。

なお，フロン類の回収を行う場合には下記１⑵④の書類が，フロン類の充填を行う場合には下記１⑵⑤の書類が必要となりますので，ご注意ください。（平成 27 年８月１日以降に有効期限が満了となる第一種フロン類充填回収業者から）

記

１　申請書類　　申請に必要な書類は下記のとおりです（各１部提出して下さい）。

⑴ 申請書

様式第１（第８条関係）「第一種フロン類充塡回収業者登録の更新申請書」

※電話番号欄には，ファックス番号も併せてご記入下さい。

⑵ 添付書類

①本人を確認できる書類

（ア）個人：住民票は不要です。

（イ）法人：法人登記簿謄本（３ヶ月以内発行のもの。原本）

②フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

（ア）回収設備を購入した場合：領収書・納品書・販売証明書等の写し

（イ）回収設備を借用・共同使用する場合：賃貸契約書・共同使用規定書等の写し

（ウ）納品書等を紛失してしまった場合には，以下の２種類の写真を添付して下さい。

a. 回収装置全体
b. 本体の型番を拡大したもの

③フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類

回収装置の仕様書，カタログ，取扱説明書（回収能力を記載した部分）等の写し

※フロン類の充てん量が５０kg 以上の第一種特定製品からフロン類を回収する場合，回収能力は２００g/min 以上が必要です。

④フロン類の回収に関する十分な知見を有する者を証明する書類（資格証等の写し）

※フロン類の充填のみを行う場合は不要です。

〈主な資格の例〉

・冷媒フロン類取扱技術者
・冷媒回収技術者（冷媒回収推進・技術センター（RRC）の認定）
・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
・冷凍空気調和機器施工技能士
・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
・フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
・技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））
・自動車電気装置整備士（ただし，平成 20 年３月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者，又は平成 20 年３月以前に当該資格を取得し，各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）

⑤フロン類の充塡に関する十分な知見を有する者を証明する書類（資格証等の写し）
※フロン類の回収のみを行う場合は不要です。
充塡に関する十分な知見を有する者とは具体的には以下のＡ～Ｃがあります。

Ａ　冷媒フロン類取扱技術者（第一種：一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
第二種：一般財団法人日本冷媒・環境保全機構）

Ｂ　一定の資格を有し，かつ，充塡に必要となる知識等の習得を伴う国が認める講習を受講した者
一定の資格の例としては次のものがあります。
・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
・高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
・上記保安責任者（冷凍機械以外）であって，第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に５年以上従事した者
・冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
・自動車電気装置整備士（対象は，自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）
（ただし，平成 20 年３月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者，又は平成 20 年３月以前に当該資格を取得し，各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）

Ｃ　十分な実務経験を有し，かつ，充塡に必要となる知識等の習得を伴う国が認める講習を受講した者
十分な実務経験とは，例えば，日常の業務において，日常的に冷凍空調機器の冷媒の充塡に３年以上携わってきた技術者であって，これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し，違反したことがない技術者を指します。

⑥申請者がフロン排出抑制法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書面
「誓約書」に誓約日及び申請者氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名，個人の場合は屋号や事業所名ではなく個人名）を記入し，押印して下さい。
なお，個人事業者は誓約文中の「及びその役員」を二重線で消して下さい。

⑶　更新登録手数料
４，０００円（茨城県の収入証紙で納付して下さい。）
※有効期限切れ後の申請は新規扱いとなり，登録手数料は５，０００円となります。
申請書（様式第１）及び誓約書の様式については，県ホームページの環境対策課のページからもダウンロードできますので，ご活用下さい。
http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/environment/furon.html

２　受付期間等
⑴ 受付期間
登録有効期間満了日の３ヶ月前から満了日の前日まで（郵送の場合，当日消印有効）。
・登録有効期間満了日：登録日から５年目の登録日に対応する日の前日とします。
例）登録日：平成 22 年 12 月１日 → 登録有効期間満了日：平成 27 年 11 月 30 日
・登録日は，環境対策課のホームページに掲載している登録簿でご覧いただけます。
http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/environment/furon.html
・有効期間の末日が休日であっても同様です。
・受付期間内に更新申請を行った場合の有効期間は，従前の有効期間満了日の翌日から５年間となります。

⑵ **期限後申請の取扱い**

登録有効期間満了日までに更新申請がなかった場合，登録は有効期間満了日をもって失効します。

期限後に申請された場合は，新規登録として取り扱うことになり，登録手数料は５，０００円となります。

また，登録番号が変わります。

３　申請書の提出方法

・申請書（様式第 1）に必要事項をご記入のうえ，茨城県収入証紙４，０００円分（更新登録申請手数料）を貼付し，上記１―⑵の添付書類を添えて，当課へ提出（持参又は郵送）して下さい。
・更新申請の場合も，新規申請と同様に添付書類の提出が必要です，
・郵送の場合，簡易書留郵便でお送り下さい。

４　注意事項

⑴ 更新登録申請手数料は，申請１件につき茨城県収入証紙４，０００円です。(収入印紙ではありませんので，お間違えのないようお願いします。)

⑵ 茨城県収入証紙は，県庁生協売店のほか，県内各地の県合同庁舎，保健所，警察署等及び警視庁運転免許更新センター（千代田区内神田又は都庁本庁舎２階）においてご購入いただけます。

また，県庁生協県庁売店（TEL029-301-6160）及び高橋売店(TEL029-301-6160）では**郵送による購入**が可能です。直接各売店にお問い合わせ下さい。

詳しくは，県ホームページの会計第一課のページの「茨城県収入証紙売りさばき所一覧表」でご確認下さい。

⑶ 既に廃業された方は,「第一種フロン類充塡回収業廃業届出書」及び「第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡回収量及び回収量等に関する報告書」を当課に提出してください。廃業届出書及び報告書の様式は，県ホームページの環境対策課のページからダウンロードできます。

⑷ 登録完了後，申請者住所あて（事業所ではありません）に登録通知書を郵送します。登録通知書は再発行できませんので，紛失しないよう保管願います。

【申請書提出・お問い合せ】 茨城県生活環境部環境対策課 公害防止担当 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町９７８番６ 電話　029-301-2956	受付日／月曜日～金曜日 （祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く） 受付時間：　9:00～12:00 13:00～17:00